

健康寿命延伸の実現を目指して

～健康企業宣言と健康経営の推進に関する要望～

2017年7月14日
東京商工会議所

今年6月に閣議決定された日本の成長戦略である「未来投資戦略2017」において、「健康寿命の延伸」が戦略分野の冒頭に位置づけられている。2025年には団塊の世代が全て75歳以上となるなか、ビッグデータ・AIなどの活用により、高度な健康管理が可能となってくる。その中で、大企業を中心に労働生産性・価値向上の観点から、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である「健康経営」の普及が進んでいる。企業は従業員・健康保険組合等と連携し、職場環境を整え、時間管理と健康管理をこれまで以上に行うことが求められている。

この健康経営を推進する組織の代表が「日本健康会議」であり、健康経営500社・健康宣言1万社以上の実現など、健康増進に関する8つの目標を掲げて活動している。去る2月には、国と連携し健康経営優良法人認定制度も創設した。同会議の活動に合わせて、東京では昨年6月、当会議所と東京都、保険者など関係13団体で「健康企業宣言東京推進協議会」を設立。「健康企業宣言」を行った企業は急速に伸びており、すでに都内で1,000社を超えたほか、東商が実施した「健康経営に関する実態調査」においても、約27%の企業が健康経営について「知っている」と回答するなど、健康経営の取り組みは確実に広がっている。一方で、健康経営を実践する上での課題では、「ノウハウ不足」「取り組み方法が不明」とする企業が上位を占めるなど、まだまだ支援が必要な状況にある。

また、働き方改革の流れは、健康経営の推進に追い風となっている。長時間労働対策、ワークエンゲイジメントの向上、病気の治療と仕事の両立支援など共通する項目が多く、連携して普及・啓発していくことが期待されている。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を3年後に控え、国もスポーツ立国を目指してスポーツを通じた健康増進、成長産業化や地域活性化等を推進している今、健康経営の裾野拡大には絶好の機会である。

以上のことから、当会議所は健康寿命の延伸の実現に向けて、健康経営の普及・実践支援、職域における運動習慣の定着化などについて推進するとともに、下記事項について要望する。

1. 中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化

(1) 普及・啓発、実践支援の強化

東商が2017年7月に実施した「健康経営に関する実態調査」では、健康経営について「知っている」と回答した企業は約27%であった。昨年、経済産業省の調査では約14%であったことから、健康経営の取り組みの裾野は確実に広がっている。

一方で、健康経営を実践する上での課題としては、「取り組み方法がわからない(38.1%)」「ノウハウがない(22.7%)」とする企業が上位を占め、「効果やメリットがわからない(6.8%)」を大きく上回ることから、中小企業への健康経営の普及・啓発をこれまで以上に推進するとともに、健康経営の実践方法などノウハウの提供の支援を推進されたい。

(2) インセンティブの創出

地方銀行等を中心に健康経営を実践している企業への事業資金・従業員への個人ローンの金利優遇、信用保証料率の減免などの制度が創設される動きが広がっていることから、民間サービス等によるインセンティブの創出が進むよう環境整備をお願いしたい。また、中小企業は慢性的な人手不足が大きな経営課題となっていることから、採用活動におけるインセンティブは非常に有効である。さらには、公共調達においても、健康経営への取り組みを調達条件に設定する、あるいは入札時に健康経営の取り組み状況に応じて加点する施策について検討されたい。

(3) 健康管理サービス等の普及

現在、民間による様々な企業・個人向けの健康管理サービスが創出されていることから、サービスの向上、利用促進が進むよう制度の整備や利用時の支援を検討されたい。また、宿泊型新保健指導、ヘルスツーリズムの推進も図られたい。

2. 健康寿命の延伸に向けた取り組み強化

(1) 日本健康会議への更なる支援

同会議が設立されて2年が経過したが、設定された宣言について2020

年までの目標達成に向けた活動をこれまで以上に推進する必要がある。その中で健康経営・健康宣言に関連して創設された「健康経営優良法人認定制度」は大企業から中小企業まで非常に関心が高い。同制度は、日本健康会議が認定する仕組みとなっていることから、その価値の向上と広報活動の強化を図りたい。

また、保険者のデータヘルスの強化、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）の推進を図るため、「従業員の健康状態」や「企業の健康への投資状況」等をスコアリングし、保険者が経営者に通知する仕組みの構築を図りたい。

（２）健康経営アドバイザーの活用

経済産業省と東京商工会議所が進める健康経営アドバイザー制度では、主に健康経営の普及を担う初級アドバイザーが現在約7,300人登録されている。更に、健康経営の実践支援の専門人材として中小企業診断士、社会保険労務士、保健師、労働衛生コンサルタント、健康運動指導士などを対象とした上級アドバイザーの創設の準備が進められている。

については、この健康経営アドバイザーを次の取り組みにおいても活用することを検討されたい。

- ①特定健診・特定保健指導受診の推進
- ②「こころの耳」「働き方・休み方改善ポータルサイト」などの普及
- ③安全衛生優良企業公表制度の普及
- ④病気の治療と仕事の両立支援コーディネータとの連携
- ⑤労務管理の強化、人材マネジメントの支援

（３）セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、今年度創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進されたい。

（４）労災保険の「メリット制」の拡充

現在の労災保険料は、業種によって災害リスクが異なることから、事業の種類ごとに保険料率が定められており、さらに、労働災害の多寡に応じて事業所ごとに、保険料率を増減できる「メリット制」が導入されている。健康増進や

疾病予防は労災防止に繋がるものであることから、健康経営に取り組む企業への新たなメリットとして制度を拡充されたい。

(5) 地域産業保健センターの施策普及および活用等について

中小企業は慢性的な人手不足に悩まされており、多様な働き手に活躍してもらうため、健康リスクの低減やイキイキと働く職場を実現し、積極的に健康づくりに取り組む必要がある。しかしながら、特に、従業員50名未満の規模の小さな会社は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が不足しているため、その余裕がない。そこで、そのような企業の健康づくりやメンタルヘルス対策などを促進するためには、地域産業保健センターによる支援が有効であることから、同センターの活用が進むよう広報活動等を強化されたい。

3. スポーツ立国を目指して

(1) スポーツを通じた健康増進

国の成人のスポーツ実施率（週1回）の目標は65%程度であるが、現状は42.5%にとどまっている。スポーツ実施率の向上の鍵を握るのは働き盛り世代であるが、「仕事や家事が忙しい」という理由で低調にとどまっている。

その対策としては、普段の生活の中で自然と行っている運動等をスポーツとして、認識し実行してもらう必要がある。例えば、通勤時のウォーキングや職場での体操・ストレッチ、なるべく階段を利用すること、あるいは「健康経営オフィス」のような、負担感がなく自然と運動できるような職場環境は健康増進のみならず、疲労を回復し、集中力を高め、労働生産性の向上にも寄与することから、その普及に向けた環境整備を促進されたい。

(2) スポーツの成長産業化、地域活性化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツを通じた地域・経済活性化の契機として期待されている。スポーツ市場の拡大のためには、スタジアム・アリーナ投資、スポーツ観戦、スポーツ用品、周辺産業等に対する需要の拡大が必要となる。そのためには、スポーツをする・観るなどの振興策、スポーツの魅力・楽しさを伝えるこれまでにない普及策が重要となる。スポーツツーリズム、健康・ヘルスケアとスポーツの融合、プレミアムフライデーでスポーツを推進することによる行動変容など様々な施策を検討されたい。

以上